

医政発 0708 第 15 号
老 発 0708 第 3 号
保 発 0708 第 6 号
令和 8 年 7 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び
地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）により行われているところであるが、今般、「重点支援区域の申請について」（令和 2 年 1 月 10 日医政地発 0110 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を廃止し、新たに「地域医療構想における重点支援区域、モデル推進区域等の取組について」（令和 8 年 7 月 8 日医政発 0708 第 13 号）が発出されたことに伴い、管理運営要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改め、本日より適用することとしたので通知する。

貴殿におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び関係者等に対し周知いただくとともに、その運営について遺漏なきようお願いしたい。

新	旧
別紙 地域医療介護総合確保基金管理運営要領 第 1 ～ 第 8 （略） 別表 （略） 別記 1 ～ 3 （略） 別記 4 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 1 ・ 2 （略） 3 助成額の算定方法 （1） （略） （2）統合支援給付金支給事業 ①～③ （略） ④ 「<u>地域医療構想における重点支援区域、モデル推進区域等の取組について</u>」（令和 8 年 7 月 8 日付け医政発 0708 第 13 号厚生労働省医政局長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に 1.5 を乗じて算定された額の合計額を支給する。	別紙 地域医療介護総合確保基金管理運営要領 第 1 ～ 第 8 （略） 別表 （略） 別記 1 ～ 3 （略） 別記 4 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 1 ・ 2 （略） 3 助成額の算定方法 （1） （略） （2）統合支援給付金支給事業 ①～③ （略） ④ 「<u>重点支援区域の申請について</u>」（令和 2 年 1 月 10 日付け医政地発 0110 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に 1.5 を乗じて算定された額の合計額を支給する。

新	旧
⑤ (略)	⑤ (略)
(3) (略)	(3) (略)
4 ・ 5 (略)	4 ・ 5 (略)
別 葉 1 ～ 3 (略)	別 葉 1 ～ 3 (略)
別 紙 様 式 1 ・ 2 (略)	別 紙 様 式 1 ・ 2 (略)
別 添 様 式 1 ・ 2 (略)	別 添 様 式 1 ・ 2 (略)